

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 9 月 1 1 日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

工事(委託業務)番号	第 25 - 41350 - 0227 号
工事(委託業務)名	流下能力検討業務委託(河改・改良)
質 問 事 項	
1. 同種・類似業務について質問します。 評価基準に記載がございます類似業務の〔河川詳細設計業務〕に該当する設計業務については、どのような業務を類似業務としてお考えでしょうか。ご教示願います。 2. 業務概要書 P. 2 『(3) 業務の課題』や仕様書 P. 1 『1. 業務目的』等には、現河川の流下能力及び浸水解析を再精査するとの記載がございますが、一方で仕様書 P. 2 『(2) 浸水解析』においては、「氾濫開始水位は、不等流計算水位とする（流下能力検討を不要とする）」旨が記載されており、業務内容の整合が取れていないように見受けられます。 本業務の浸水解析においては、流下能力検討を行うものと考えてよろしいでしょうか。 3. 本業務では、浸水解析を再精査するものとの記載がございますが、一般的に浸水解析を実施するにあたり、過年度結果を再精査する場合においても貸与資料に基づき、氾濫解析モデルの再整備・構築に関する作業も新たに必要なものと想定されますが、現状設計書には必要な作業人工・費用が見込まれておらず、現状円滑な業務進捗が難しいものと考えられます。 浸水解析を効果的に実施する上で、『氾濫解析モデルの再整備・構築作業』について、契約締結後に別途協議の上、設計変更の対象としていただけますでしょうか。 4. 業務概要書 P. 2 『(2) 業務の目的』において、「関連市町村が実践的な洪水ハザードマップを作成するために必要となる既存浸水想定区域図も併せて整理する」との記載がございますが、設計書には「資料収集整理」や「既存浸水想定区域図の再整理」といった既存浸水想定区域図の整理作業に係る作業の記載が無く、業務内容の整合が取れていないように見受けられます。 本業務には、「既存浸水想定区域図の整理作業」については見込まれているのでしょうか。 また、見込まれていない場合は、既存浸水想定区域図の整理を効果的に実施する上で、『既存資料の収集整理』や「既存浸水想定区域図の再整理」に関する内容について、契約締結後に別途協議の上、設計変更の対象としていただけますでしょうか。	

5. 「(2) 浸水解析」の項目内容が、流下能力検討を行う上で必要な業務内容（例：外力の設定、河道水位の把握 等）が明記されておらず、現状だと業務実施する上で作業項目が不足しているように見受けられ、現状円滑な業務進捗が難しいものと考えられます。

流下能力検討を効果的に実施する上で、必要となる作業項目について、契約締結後に別途協議の上、設計変更の対象としていただけますでしょうか。

6. 業務概要書 P. 2 『(1) 業務の背景』において、「近年の豪雨により宅地等への浸水等被害が発生していることから対策等を検討する必要がある」との記載がございますが、設計書には浸水等の被害箇所を確認する作業である「現地踏査・現地調査」の記載が無く、業務内容の整合が取れていないように見受けられます。

本業務では、「現地踏査・現地調査」の作業について見込まれているでしょうか。

また、見込まれていない場合は、浸水解析を効果的に実施する上で、『現地踏査・現地調査』に関する内容について、契約締結後に別途協議の上、設計変更の対象としていただけますでしょうか。

7. 本業務において、関係機関打合せ協議の実施や協議への同席等は特段無いものと想定してよろしいでしょうか。

また、業務を進めていく中で関係機関打合せ協議への対応が必要となった場合、別途協議の上で、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。

8. より高い品質を確保する観点から、工期延期について別途協議の上、設計変更の対象としていただけますでしょうか。

回 答 事 項

1. 類似業務は、河道計画検討等としております。

2. お見込みのとおり、流下能力検討を実施するとともに、浸水解析を再精査するものです。

また、浸水解析においては、氾濫開始水位を不定流計算水位としています。

なお、条件変更等が必要な場合については、共通仕様書第 1121 条に基づき協議の対象とします。

3. 過年度業務における氾濫解析モデルを用いて本業務実施を想定していることから、再整備・構築作業は不要と判断しております。

なお、条件変更等が必要な場合については、共通仕様書第 1121 条に基づき協議の対象とします。

4. 本業務において、「既存浸水想定区域図の整理」は見込んでおりません。

なお、業務概要書 (2) 業務目的における「既存浸水想定区域図も併せて整理する」については、訂正公告をご確認ください。

5. 本業務における必要な浸水最大規模降雨の設定、浸水解析に用いる計算メッシュデータの作成等の作業項目は、過年度成果を用いるため明記しておりません。

また、河道データについては、貸与資料の実測データを用いて業務を実施します。

なお、条件変更等が必要な場合については、共通仕様書第 1121 条に基づき協議の対象とします。

6. 業務背景として、「近年の豪雨により宅地等への浸水被害等が発生していることから対策を検討する必要がある」旨を記載しておりますが、本業務においては、流下能力及び浸水解析の再精査までを業務内容としておりますので、「現地踏査・現地調査」の作業は見込んでおりません。

7. 本業務においては、関係機関打合せ協議を想定しておりません。

8. 条件変更の協議が整った場合において、共通仕様書第 1123 条に基づき協議の対象とします。